



田 原 市

**新型インフルエンザ等対策
行動計画**

平成27年3月

田 原 市

目 次

I. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

<総 論>

II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針・・・・・・・・ 3

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略・・・・・・・・ 3
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方・・・・・・・・ 4
- 3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点・・・・・・・・ 6
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等・・・・・・・・ 7
 - (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定・・・・・・・・ 7
 - (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響・・・・・・・・ 8
- 5 対策推進のための役割分担・・・・・・・・ 9
- 6 市行動計画の主な対策・・・・・・・・ 11
 - (1) 実施体制・・・・・・・・ 11
 - (2) 情報収集・情報提供・共有・・・・・・・・ 11
 - (3) 予防・まん延防止・・・・・・・・ 12
 - (4) 予防接種・・・・・・・・ 13
 - (5) 医療・・・・・・・・ 14
 - (6) 市民生活及び経済の安定の確保・・・・・・・・ 15
- 7 発生段階・・・・・・・・ 16

<各 論>

III. 各発生段階における対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

- 1 未発生期・・・・・・・・ 18
 - 実施体制
 - 情報収集・情報提供・共有
 - 予防・まん延防止
 - 予防接種
 - 医療
 - 市民生活及び経済の安定の確保
- 2 海外発生期・・・・・・・・ 21
 - 実施体制
 - 情報収集・情報提供・共有
 - 予防・まん延防止
 - 予防接種
 - 医療

	市民生活及び経済の安定の確保	
3	県内未発生期（国内発生早期以降）	24
	実施体制	
	情報収集・情報提供・共有	
	予防・まん延防止	
	予防接種	
	医療	
	市民生活及び経済の安定の確保	
4	県内発生早期	27
	実施体制	
	情報収集・情報提供・共有	
	予防・まん延防止	
	予防接種	
	医療	
	市民生活及び経済の安定の確保	
5	県内・市内感染期	31
	実施体制	
	情報収集・情報提供・共有	
	予防・まん延防止	
	予防接種	
	医療	
	市民生活及び経済の安定の確保	
6	小康期	35
	実施体制	
	情報収集・情報提供・共有	
	予防・まん延防止	
	予防接種	
	医療	
	市民生活及び経済の安定の確保	

参考資料

田原市新型インフルエンザ等対策本部条例	37
鳥インフルエンザ対策	38
発生段階ごとの主な対策の概要	40
用語解説	41

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ^{*}は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス^{*}と抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持たないため、いったん新型インフルエンザが発生すると大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすおそれがある。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性^{*}が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関^{*}、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために平成25年4月に施行された。

2 田原市行動計画の作成

国は、特措法第6条に基づき、平成25年6月に、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成し、これを踏まえ、県は、特措法第7条に基づき、同年11月に「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。そこで、本市においても平成22年3月に作成した「田原市新型インフルエンザ対策行動計画」を見直し、特措法第8条に基づき「田原市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という）を作成した。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する対応などを発生段階ごとに示すもので、対策に関する基本的な方針や本市が実施すべき対応等を示すとともに、市民がとるべき行動の基準となる事項を定めるものである。

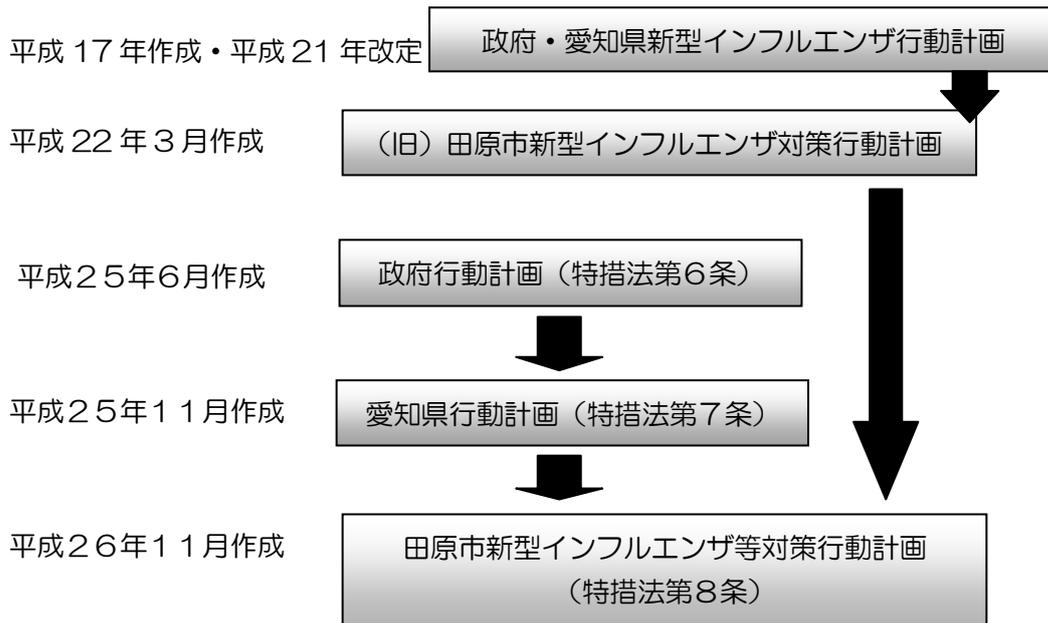
また、市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の進展に応じ、政府行動計画及び県行動計画の改定等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。

本市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである（P2参照 本市行動計画の対象とする感染症）。

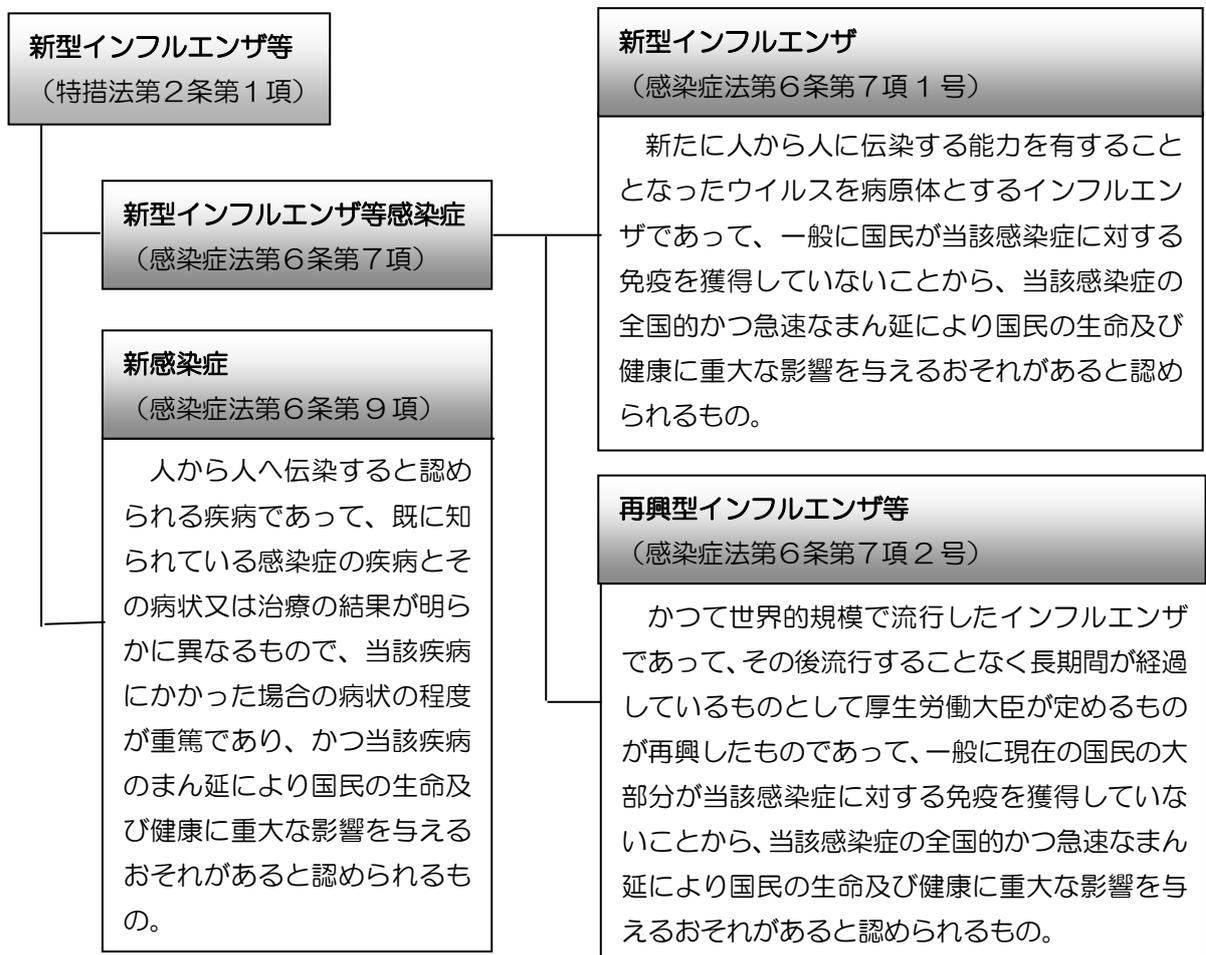
(1) 感染症法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」（以下「新型インフルエンザ」という。）

(2) 感染症法第6条第9項に規定する「新感染症^{*}」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

《 行動計画等の体系 》



《 本市行動計画の対象とする感染症 》



< 総 論 >

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等については、その発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や本市への侵入も避けられないものと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えることが予想される。このため、新型インフルエンザ等の発生にあたっては、患者が急速にまん延し、医療機関の対応能力を超えてしまうことのないように、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていくものとする。

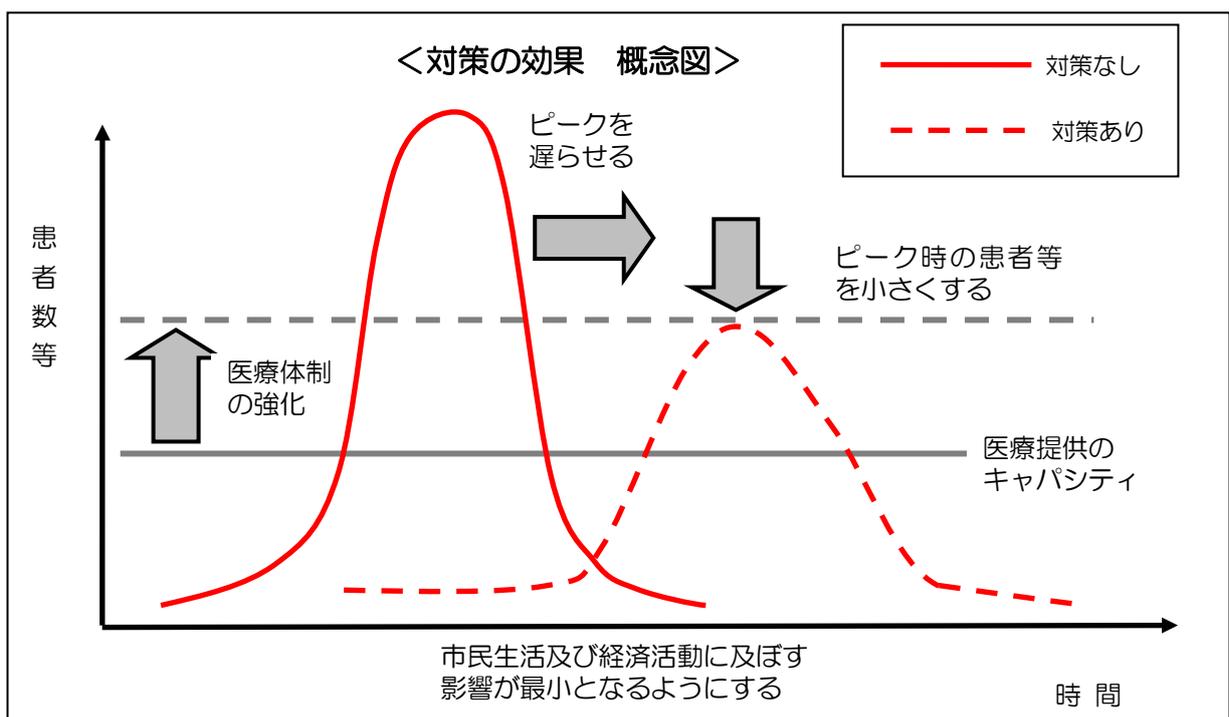
1) 目的

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業者等に対し、事業継続計画の作成・実施を働きかけ、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本市の行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市は、国道259号と42号の2本の国道に挟まれ、自動車関連企業の従業員も多く、豊橋方面からの人の移動が盛んである。さらに市内は豊橋鉄道バスによる路線バスや、市が運営する路線バスが循環しており、市中心部から豊橋へは豊橋鉄道による渥美線が運行している。海上では伊勢湾フェリーや名鉄海上観光船が運行されている。国内で新型インフルエンザ等が発生した場合、短時間で本市に侵入することが十分に予想される。また、県内には国際空港や港（名古屋港、豊橋港等）が整備されており、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合も、短時間で侵入することが予想される。

このため、発生・流行時に想定される状況を常に念頭におき、本市行動計画を策定する必要があるとともに、関係機関等と事前に調整を行い、関係者に行動計画を広く周知し、具体的な行動が速やかに行えるように準備をしておく必要がある。市内には入院が可能な感染症指定医療機関がなく、対応にあたっては、特に県と十分な情報共有と連携を図り、発生時の対応が円滑に行えるよう、準備をしておくことが重要である。

さらに、医療機関、企業、学校、福祉施設、家庭・個人などにおいても、行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進め、業務継続計画等を定めるなどして、発生時にはそれぞれが適切に対応していくことが必要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時に市民、事業所等が冷静に対応することが重要であることから、市民、事業所等に対して、新型インフルエンザ等に関する正しい知識、事前準備、発生時の対応等について周知していくことが必要である。

新型インフルエンザ等のパンデミックは、必ずしも予測されたように展開するものではないことが想定されるため、常に行動計画等を見直し、必要に応じて修正を行っていく。

○発生前の段階では

関係機関との連携・協力を含め、全庁的な対応体制を整備し、関係機関等と事前に調整を行うとともに、具体的な行動が速やかに行えるよう整備をしていく必要がある。

○海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では

直ちに対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講ずることが必要である。

○国内の発生当初の段階では

患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬^{*}等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、

過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

○市内に感染が拡大した段階では

国・県・市及び事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・経済の維持のために最大の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、行動について、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるので、社会状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。事態によっては、地域の実情等に応じて、愛知県新型インフルエンザ等対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた最前線の機能が働きやすくなるような配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しい重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人ひとりが感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃から手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時には、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び本市行動計画に基づき、国、県、指定(地方)公共機関^{*}等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、対策の見直しを行うこととする。新型インフルエンザ等対策の実施において、次の点に留意する。

1) 留意点

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、国及び県との連携のもと、不要不急の外出の自粛要請や学校・興行場等の使用制限等、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、法令の根拠があることを前提としていることを市民に対して十分に説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための法整備であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じないこともあり得ることに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市長を本部長とする田原市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は愛知県知事を本部長とする愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

国・県が新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、協力の要請があった場合は速やかに所要の対策を実施する。また、本市の対策において、総合的な調整が必要な場合には、県対策本部長に対して総合調整を要請する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、本市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザ等の流行規模は、出現した病原体側の要因（ウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるもので、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり、現時点でその流行規模を完全に予測することは難しい。そこで過去に世界で大流行したインフルエンザに係る、政府行動計画及び県行動計画の推計を参考とし、被害想定を行った。

《政府行動計画の想定》

- ・ 国人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。
- ・ 入院患者数及び死亡者数については、この推計値の上限である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用。
中等度を致死率*0.53%（アジアインフルエンザ等のデータ）
重度を致死率2.0%（スペインインフルエンザのデータ）とした。
- ・ 入院患者数、1日当たりの最大入院患者数、死亡者数は、医療機関受診患者数の推計の上限値を基として推計した（注1）
- ・ 1日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算した（注2）

《県行動計画の想定》

- ・ 国の想定した推計値を県人口(全国人口に占める県人口比約5.8%)に当てはめ、被害想定した。

《市行動計画の想定》

- ・ 県の想定した推計値を市人口(県人口に占める市人口比約0.87%)に当てはめ、被害想定した。

《 新型インフルエンザ患者数の推計 》

	全 国		愛 知 県		田 原 市	
	1億2,806万人		741万人		6.4万人	
医療機関を受診する患者数	約1,300万人～ 約2,500万人		約75万人～約145万人		約6,490人～ 約12,550人	
病原性の程度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数 (上限) (注1)	約53万人	約200万人	約3.1万人	約11.6万人	約270人	約1,000人
1日最大入院患者数 (注2)	約10.1万人	約39.9万人	約6,000人	約2.3万人	約50人	約200人
死亡者数 (上限)	約17万人	約64万人	約1万人	約3.7万人	約90人	約320人

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、次のような影響が一つの例として想定される。

○市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は、欠勤後1週間から10日間程度で治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

○平成21年（2009年）に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時に医療機関を受診した者は、国民の約1%と推定されていることから、ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられる。

さらに、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等は社会全体に影響を及ぼすものであり、その対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人もそれぞれ役割を担う必要がある。新型インフルエンザ等対策を推進するにあたり、国、県が定めた関係機関等の役割は次のとおりである。

(1) 国
<p>新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての万全の態勢を整備する責務を有する。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」*の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none">・医薬品の調査・研究の推進・諸外国との国際的な連携の確保
(2) 地方公共団体（愛知県・田原市）
<p>新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域にかかる新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。</p> <p>【県】</p> <p>特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が示す基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確に判断し対応する。</p> <p>【本市】</p> <p>市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対する情報提供・連絡調整・保健指導やワクチンの接種及び住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。</p>
(3) 医療機関
<p>新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進めることが重要である。</p> <p>医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。</p>

<p>(4) 指定（地方）公共機関</p>
<p>新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。</p>
<p>(5) 登録事業者*</p>
<p>特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民の生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。</p>
<p>(6) 一般の事業者</p>
<p>新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。</p> <p>住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。</p> <p>特に不特定多数の者が集まる事業を行うものについては、感染防止のための措置の徹底が望まれる。</p>
<p>(7) 個人</p>
<p>新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。</p> <p>また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。</p>

6 市行動計画の主な対策（主要6項目）

本行動計画は、前述の市の役割を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」及び「市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限とする。」を達成するために、次の6項目に分けて策定する。

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・情報提供・共有
- (3) 予防・まん延防止
- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 市民生活及び経済の安定の確保

各項目の概要については以下のとおりとする。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、地域全体の社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあることから、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、事業者等が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

ア 新型インフルエンザ等の発生前

市対策本部の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間の連携を確保しながら、全庁一体となった取り組みを推進する。さらに関係部局においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

イ 新型インフルエンザ等の発生後

特措法に基づき国により新型インフルエンザ等緊急事態宣言*（以下「緊急事態宣言」という。）が行われた場合には、直ちに市長を本部長とする市対策本部を設置し、対策にあたる。ただし、緊急事態宣言が行われていない時点においても必要に応じて、市対策本部を任意で設置する。

(2) 情報収集・情報提供・共有

いずれの段階においても国及び県と連携を図ることとし、要請があれば国や県が行うサーベイランスに、適宜協力するなど、新型インフルエンザ等に関する正確な情報を共有し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。

また、多くの情報による混乱を避けるために、情報を一元化すると共に、情報を扱う際には、個人情報保護に十分留意する。

ア 情報収集

- ① 情報収集にあっては、「未発生期」の段階においては、国等から提供される新型インフルエンザ等に関する情報に留意する。
- ② 「海外発生期」においては、発生している新型インフルエンザ等に関する国等の情報に常に留意する。
- ③ 「県内未発生期」（国内発生早期以降）においては、県内及び市内発生の早期探知に加

えて、国内の発生状況に関する情報を常に入手する。

- ④ 「県内発生早期」から「県内感染期」においては、強力な感染防止策を実施するため、発生状況・感染状況を速やかに把握することが重要である。

イ 情報提供・共有

① 発生前における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、対策に関し周知を図り、理解を得ることにより、発生時における市民の適切な行動につながる。特に、幼児、児童、生徒等に対しては、保育所や学校で集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉部や教育委員会等は連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供することが必要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

② 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権に配慮しつつ、分かりやすい情報提供に努める。

市民への情報提供にあたっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、風評被害を考慮し、正確な情報提供に努める。

特に、医師会などの医療関係団体その他対策を行う保健所（県）をはじめ関係機関等とは迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。また、迅速かつ正確な情報共有のための手段として、インターネット等を活用することも考慮する。

③ 市民の情報収集の利便性向上

市民が情報収集する際の利便性向上のため、情報が届きにくい人にも配慮し、市広報紙及びホームページの活用やマスメディアの協力を得るなど複数の媒体を用いる。また、必要に応じて、本市だけでなく、国、県、指定（地方）公共機関の情報などを集約し、総覧できるサイトを開設するよう努める。

④ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について関係部局間で調整し、統一を図ることに注意する。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、常に発信した情報に対する受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(3) 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークを遅らせ、ピーク時の受診患者数を減少させ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。さらに健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を維持することを期待するものである。

まん延防止対策は、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定若しくは実施している対策の縮小・中止を行う。

ア 主なまん延防止対策

- ① 新型インフルエンザ等の発生前から、市民及び事業者に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の啓発を行う。
- ② 海外発生期には、国等で実施する防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、必要に応じて対策に協力する。発生国からの帰国者・患者の接触者で発熱・呼吸器症状を有する者は保健所に設置される「帰国者・接触者相談センター※」を通じて帰国者・接触者外来※の受診を勧める。
- ③ 国内発生早期以降は、基本的な感染対策の徹底の周知を図る。対策にあたっては、国・県等と連携、協力し進める。
- ④ 県内及び市内で発生した場合には、県が実施する感染対策に協力する。

(4) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

ア 特定接種

国が特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行う予防接種をいう。

① 対象者

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

② 接種順位

上記の対象者に対し、特定接種を実施するにあたっては、次の順を基本とする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">a 医療関係者b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員c 指定(地方)公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）d それ以外の事業者 |
|---|

③ 接種体制

①の対象者のうち、a 及び b のうち国家公務員については国が実施主体となる。bのうち地方公務員は当該地方公務員が所属する愛知県又は田原市が実施主体となる。接種は原則として集団接種により実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう発生前から接種体制の構築を図る。

イ 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

また、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種※）に基づく接種を行う。

① 対象者

市内に居住する全ての者とする。

② 接種順位

接種順位は、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性により国から示される実施要領等に基づき接種を実施する。

a 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（例：基礎疾患を有する者、妊婦等）

b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）

c 成人・若年者

d 高齢者（65歳以上の者）

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者

③ 接種体制

住民接種は、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

特定接種と住民接種の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的に急速にまん延し、また市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素であり、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、県は地域において効率的・効果的に医療を提供できる体制を整備することとなり、市は県の要請に応じて体制整備に協力する。また、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報については、医療機関等に迅速に周知するため、県の情報提供体制に協力する。

ア 医療体制の整備

新型インフルエンザ等が発生した場合、県は二次医療圏等の圏域を単位として、豊川保健所を中心として、地区医師会、薬剤師会、中核的医療機関、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を開催するなど地域の関係者との連携を図りながら広域的な医療体制の整備を推進する。

市は、豊川保健所の要請に応じて体制整備に協力する。豊川保健所において「帰国者・接触者相談センター」が設置された場合、市はその周知等の協力を行う。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を持たないため、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くといわれている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、特措法に基づき、県、他の市町村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者と事前に対応に向けた準備を行うとともに、一般の事業者や市民に対しても感染防止のための準備を呼びかけていく。

各行政機関や各医療機関、各事業者においては、新型インフルエンザ等の発生を想定した事業継続計画を策定し、感染予防対策、継続すべき重要業務の選定、勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが必要である。新型インフルエンザ等の発生時は、職場における感染予防対策を実施し感染拡大の抑制に努めるとともに、事業継続計画を実行し、事業活動を維持する。

新型インフルエンザ等がまん延し、通所施設や在宅サービスの提供に支障が生じると、自己管理が困難な在宅者が増加し、要援護者は新型インフルエンザ等に対する対策から取り残される可能性がある。また、生産や流通の停滞等により食料品や生活必需品の入手が困難となる事態も想定される。そのため新型インフルエンザ等発生前から、関係機関と要援護者の把握方法、支援対策などを検討しておくことが必要である。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて取るべき対応が異なることから、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画は、海外や国内での発生状況を踏まえて、5段階に分類しており、政府対策本部が発生段階の移行を決定する。

県行動計画では、地域での発生状況に応じて柔軟に対応する必要があることから、6段階に分類しており、県が必要に応じて国と協議の上で発生段階の移行を決定する。

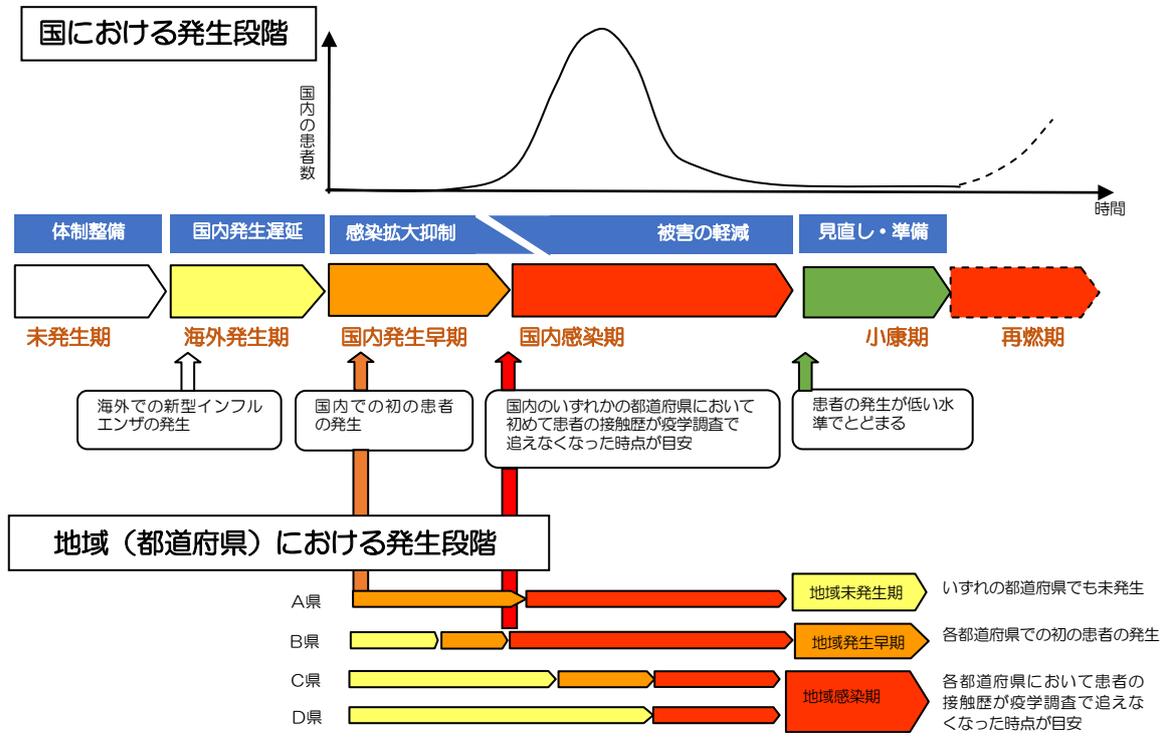
本市においては、国や県が定める段階を踏まえ、市内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況を勘案して、市行動計画で定められた対策を実施する。

《 発生段階 》

政府行動計画	県行動計画・市行動計画
《 未発生期 》 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
《 海外発生期 》 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
《 国内発生早期 》 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	《 県内未発生期 》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
《 国内感染期 》 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	《 県内発生早期 》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態等
	《 県内感染期 》 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態等 ※感染拡大～まん延～患者の減少
《 小康期 》 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

≪ 国及び県における発生段階 ≫

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



< 各 論 >

Ⅲ. 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

本市における対策の実施や縮小・中止時期の判断等は、国の方針並びに県が実施する措置に沿ったものとするとともに、状況及び必要等に応じて周辺地域の状況も勘案して行うこととする。

1 未発生期	
発生状況	1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態 2) 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目的	1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国・県の実施するサーベイランス*情報を収集し、早期の情報確認に努め、市民や事業所等へ提供する。
対策の考え方	1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、本市行動計画等を踏まえ、国・県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、住民への継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

ア 行動計画の作成・見直し

○特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて、随時見直しを行う。

イ 体制の整備

○本市行動計画を実施するための指示、命令系統、情報の集約体制を整備する。
○庁内の認識の共有化を図ると共に連携を強化し、一体となった対策を推進する。

ウ 国・県との連携

○国・県等が実施する研修会等へ参加し、人材育成を図るとともに、国・県等及び関係機関との情報収集体制・連絡体制を確認し、連携構築を図る。

エ 業務継続計画等の作成

○新型インフルエンザ等の発生に備え、発生時における公共機能の維持のため、業務の継続

について検討をすすめる、本市業務継続計画を策定し、随時見直しをしていく。

○本市行動計画に基づく具体的な対応を定めたマニュアル等を作成する。

オ 訓練の実施

○新型インフルエンザ等の発生に備え、適宜職員の研修を行うとともに、具体的な想定に基づき訓練を実施する。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集

○国・県等が発信する、新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、サーベイランスに協力する。

イ 情報提供・共有

○新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の本市行動計画及び市民等とすべき行動について、市広報紙及び市ホームページ等を利用して、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

○小中学校、保育園、児童館、児童クラブ、幼稚園、社会福祉施設等に感染予防対策の普及・啓発を図る。

○市の公共施設や市内の福祉施設利用者等に対し、感染予防対策の普及・啓発を図る。

○市民へ新型インフルエンザ等の発生段階ごとの情報提供内容や媒体の検討をする。

○一元的な情報提供を行うため、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を整備する。

ウ 相談窓口

○市民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口を、市役所健康課に設置するための準備を進める。

(3) 予防・まん延防止

ア 対策実施のための準備

○個人レベルでの基本的な感染対策として、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及を図る。

○新型インフルエンザ等が発生したときの市の行動計画及び市民がとるべき行動について、地域、職場、施設等広く周知し、理解促進を図る。

○新型インフルエンザ等発生時に実施される、濃厚接触者^{*}の外出自粛、学校・保育施設等の臨時休業、集会自粛等の、感染拡大をなるべく抑えるための対策について理解促進を図る。

(4) 予防接種

ア 特定接種の準備

○国の要請を受け、基準に該当する事業者の登録事務のうち、国が示す登録要領に従い、周知及び登録申請の受付について協力する。

○特定接種の対象となる本市職員に対して、集団接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。

イ 住民接種の準備

- 国・県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対して、速やかにワクチンを接種できる体制を構築する。
- 円滑な接種の実施のために、国・県の支援の下、あらかじめ各市町村との広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外での接種を可能にするよう努める。
- 国が示す接種体制の具体的なモデルを踏まえ、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

(5) 医療

ア 医療体制の確保

- 県が東三河南部医療圏で構築しようとする、新型インフルエンザ等発生時の医療提供体制の整備等について協力する。
- 各医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、県（豊川保健所）と連携し、市行動計画への理解と協力を求め、発生時の医療体制を整備について検討する。
- 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

ア 業務計画の策定促進

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、県が事業者に対し行う、職場における感染予防策、業務の継続計画の策定等、事前の準備を行う等の要請・支援に協力する。

イ 物資供給の要請等

- 国・県が行う、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売事業者、運送事業者等に対して、緊急物資の流通や運送等を実施する体制整備の要請に協力する。

ウ 埋火葬等

- 県と連携し、火葬場の火葬能力及び遺体の搬送や安置所の確保・方法について把握・検討を行い、埋火葬を円滑に行うための体制を整備する。

エ 物資及び資材の備蓄等

- 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備を整備する。

オ 要援護者への支援

- 県の支援の下、感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問治療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。
- 地域包括支援センターなど関係機関との連携によって、要援護者の生活状況を把握し、生活必需品の入手困難などに対し、支援方法を検討する。
- 新型インフルエンザ発生時における福祉サービスの継続実施のための体制整備を行う。

2 海外発生期	
発生状況	1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
目的	1) 市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について、十分な情報が得られない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう強力な措置をとる。 2) 国・県との緊密な連携のもと、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関して積極的な情報収集に努める。 3) 国・県が実施するサーベイランス情報を収集し、必要に応じて協力する。 4) 国・県の要請に基づいて、市内発生に備えた医療機関への情報提供体制の整備、診療体制の確立、社会機能維持のための準備等、体制整備に協力する。

(1) 実施体制

ア 体制の確認

○海外において新型インフルエンザ等が発生した場合には、国内発生に備え、本市行動計画及び業務継続計画を確認するとともに、本市の新型インフルエンザ等対策本部の設置に向けた準備を進める。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集・共有

○国・県が発信する、新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、サーベイランスに協力する。

イ 情報提供・共有

○新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の本市行動計画及び市民等のとるべき行動について、国・県等の情報をもとに、市広報紙及び市ホームページ等を利用して、情報提供し、注意喚起を行う。継続的に分かりやすい情報提供を行う。

ウ 相談窓口の設置

○市民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口を、市役所健康課に設置し、適切な情報提供に努める。

(3) 予防・まん延防止

ア 個人レベルでの予防対策の普及

○国内での発生に備え、感染予防のため、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染予防対策の普及・啓発を図る。

イ 対策用品の確保・備蓄の確認

○感染防護用品、防疫資材・薬品・食料等の備蓄について、不足分を準備する。

ウ 国・県への協力

○国・県が実施する予防・まん延防止対策に、必要に応じて協力する。

(4) 予防接種**ア 特定接種**

○国・県と連携し、本市職員を対象に、集団接種を基本に本人の同意を得て特定接種を行うとともに、国が進める登録事業者の接種の実施に協力する。

イ 住民接種

○国の要請に基づき、市民への予防接種体制の準備を進めるとともに、ワクチンの有効性・安全性に関する情報等、予防接種に必要な情報を提供する。

ウ 国・県への協力

○予防接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリングについて協力する。

(5) 医療**ア 医療体制の確保**

○国・県等が実施する医療提供体制の整備等、新型インフルエンザ等対策に必要な応じて協力する。

○各医療機関、医師会、薬剤師会、豊川保健所と連携し、市行動計画への協力を求め、患者受診時の医療体制を整備する。

イ 患者への対応等

○発生国からの帰国者や患者、患者との濃厚接触者で発熱・呼吸器症状を有する者等に対する、国・県が行う措置等について、必要に応じて協力する。

ウ 感染性廃棄物の適正処理

○感染性廃棄物の適正処理と作業中の感染防止について、県の指導のもと、廃棄物処理業者等関係団体に対して、周知・指導を行う。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保**ア 事業者への対応**

○国・県が事業者等に要請する食料等の安定供給等、事業継続に向けた準備・要請について、必要に応じて協力する。

イ ライフラインの維持

○水道水の消毒・その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために、必要な体制を整備する。併せて、下水道施設の維持管理における衛生管理などを徹底する。

ウ 埋火葬等

○国・県の要請を受け、火葬能力の限界を超える事態に備え、遺体を一時安置できる施設を確保できるよう準備をする。

エ 要援護者への支援

- 要援護者に対し、新型インフルエンザ等の発生の可能性を周知し、感染予防対策の周知を行う。
- 国内発生時に備え、福祉・介護サービスの継続実施のための体制整備を行う。

3 県内未発生期（国内発生早期以降）	
発生状況	1) 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。
国内発生早期	・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
国内感染期	・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目的	1) 市内発生の早期発見に努める。 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 国内発生状況について、情報収集に努める。 2) 市内発生に備え、原則として、海外発生期の対策を継続・強化する。 3) 流行拡大に伴って、国等が定める方針等について、必要な対応を行う。

(1) 実施体制

ア 体制の強化

○県その他関係機関との、患者発生時における連絡体制を強化する。

○状況に応じて示される、国の基本的な対処方針を踏まえ、必要に応じて任意の市対策本部を設置する。

<緊急事態宣言がされた場合の措置>

公示された区域にかかわらず、直ちに特措法に基づく市対策本部を設置する。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集・共有

○国・県からの新型インフルエンザ等の国内発生動向や新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集するとともに、サーベイランスに協力する。得られた情報については、速やかに関係機関等との共有を図る。

○学校、保育施設等や福祉施設における患者発生の把握を強化する。

イ 情報提供・共有

○市広報紙及びホームページ等により、随時、国内の発生状況等について市民に周知するとともに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われる又は患者となった場合の対応等（受診の方法等）を周知する。さらに、学校・保育施設・福祉施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 相談窓口の充実・強化]

- 市民からの相談が増加してきた場合は、相談窓口の体制を充実・強化する。
- 国が作成するQ&A の改訂等があった場合は関係機関に速やかに送付するとともに、相談窓口で活用し、適切な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

ア まん延防止対策の準備

- 感染予防のための、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の実践を強く要請する。
- 国・県等が実施する、患者への対応（治療・入院措置等）や濃厚接触者への対応（外出自粛・健康観察等）等について、必要に応じて協力する。
- 学校、保育施設や福祉施設等の設置者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況に注意するよう要請する。
- 市民に対し、状況に応じて外出を控えることの必要性を周知する。

イ 国・県への協力

- 国・県が実施する予防・まん延防止対策に、必要に応じて協力する。

(4) 予防接種

ア 特定接種

- 国・県と連携し、本市職員を対象に、集団接種を基本に本人の同意を得て特定接種を行うとともに、国が進める登録事業者の接種の実施に協力する。

イ 住民接種

- 公的施設等又は医療機関に委託すること等により接種会場の準備をする。
- 予防接種法第6条第3項に基づくワクチンの接種の準備をする。パンデミックワクチン^{*}の供給が可能となり次第、状況によっては、国が決定した接種順位に従い、接種を開始する。接種は原則集団接種とするが、円滑な接種を実施するため、接種の方法・場所等について周知を図る。
- 予防接種による副反応に関する情報収集に努める。

<緊急事態宣言がされた場合の措置>

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

ア 医療体制等の確保

- 医療の提供体制について保健所をはじめ関係機関に確認するとともに、適正な受診をうながすための情報提供に努める。
- 各医療機関、医師会、薬剤師会、豊川保健所と連携し、市行動計画への協力を求め、患者受診時の医療体制を整備する。

イ 患者への対応等

○発生国からの帰国者や患者、患者との濃厚接触者で発熱・呼吸器症状を有する者等に対する、国・県が行う措置等について、必要に応じて協力する。

ウ 感染性廃棄物の適正処理

○感染性廃棄物の適正処理と作業中の感染防止について、県の指導のもと、廃棄物処理業者等関係団体に対して、周知・指導を行う。

エ 医療機関等への情報提供

○国・県が行う医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を収集した場合には、医療機関に対し、速やかに提供する。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

ア 事業者への周知

○国・県が事業者等に要請する食料等の安定供給等、事業継続に向けた準備・要請について、必要に応じて協力する。

○職場における感染対策の実施と従業員の健康管理を徹底するよう、関係団体を通して事業者への要請を行う。

イ 要援護者への支援

○要援護者に対し、感染予防対策や感染を疑う時の対応等の周知を行うとともに、可能な範囲で必要な支援を継続する。

＜緊急事態宣言がされた場合＞

○水の安定供給

消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

4 県内発生早期	
発生状況	1) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。
国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> • 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 • 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
国内感染期	<ul style="list-style-type: none"> • 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 • 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 • 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目的	1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供できるよう、医療機関と連携を図る。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。 2) 医療体制や積極的な感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施するよう要請する。 4) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を図る。 5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は速やかに、かつ、できるだけ多くの市民に接種する。

(1) 実施体制

ア 体制の強化

○国が決定した対策の基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて任意の市対策本部を設置し、感染拡大防止対策等を確認・決定する。

<緊急事態宣言がされた場合の措置>

直ちに市対策本部を設置するとともに、県の情報を基に必要な対策に着手する。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集・共有

○国・県からの新型インフルエンザ等の国内・県内の発生動向や対策等関連情報を収集する。
 必要な情報を、速やかに関係機関等との共有を図るとともに、市民に提供する。

○学校、保育施設等や福祉施設における患者発生把握を強化し、市内での発生を早期に把握するよう努める。

○国・県が行う、サーベイランスに協力する。

イ 情報提供・共有

○市広報紙及びホームページやチラシ等の配布・掲示により、随時、国内の発生や市の状況等について市民に周知する。

○医療機関の適切な受診方法を周知する。

○個人レベルでの基本的な感染対策や、感染が疑われる又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

○状況に応じて示される、国・県の基本的な対処方針を市民、関係機関に周知する。

ウ 相談窓口の強化

○市民からの相談が増加してきた場合は、相談窓口の機能を強化する。

○国が作成するQ&Aの改訂等があった場合は関係機関に速やかに送付するとともに、相談窓口で活用し、適切な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

ア まん延防止対策

○市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等基本的な感染対策と健康管理を強く勧奨する。感染が疑われた場合の当該対象者等の休暇・受診の勧奨を周知する。

○病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数のものが居住する施設等に対し、施設内の感染対策を講ずるよう要請する。

○市内の公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう協力を要請する。

○ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう要請する。

イ 国・県への協力

○国・県が行う患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者への対応（外出自粛、健康観察等）の措置に協力する。

○緊急事態措置として国・県が行う外出自粛要請や施設の使用制限等について、周知に協力する。

(4) 予防接種

ア 特定接種

○対象となる市職員に、集団接種を基本に本人の同意を得て特定接種を進めるとともに、国が進める登録事業者の接種の実施に引き続き協力する。

イ 住民接種

○国の決定に従い、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。この際、円滑な接種を実施するため、接種順位・接種の方法・場所等について周知を図る。

- 国、県及び市医師会と連携して集団接種を行う。
- 予防接種による副反応に関する情報収集に努める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

国の基本対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

ア 患者への対応等

- 各医療機関、医師会、薬剤師会、豊川保健所と連携し、患者受診時の医療体制を整備する。
- 引き続き発生国からの帰国者や患者、患者との濃厚接触者で発熱・呼吸器症状を有する者等に対する、国・県が行う措置等について、必要に応じて協力する。
- 県が設置する「帰国者・接触者外来」における診療体制や「帰国者・接触者相談センター」における相談体制を市のホームページ等で周知する。
- 帰国者・接触者の有症状者は帰国者・接触者外来を、それ以外の方は、一般の医療機関を受診することを周知する。

イ 感染性廃棄物の適正処理

- 感染性廃棄物の適正処理と作業中の感染防止について、県の指導のもと、廃棄物処理業者等関係団体に対して、適正な処理を継続するよう要請する。

ウ 医療機関等への情報提供

- 引き続き、国や県が行う医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

ア 要援護者への支援

- 要援護者に対し、感染予防対策や感染を疑う時の対応等の周知を行うとともに、可能な範囲で必要な支援を継続する。
- 新型インフルエンザ等になり患し、支援が必要な患者について、患者や医療機関等からの要請があった場合には、国・県と連携し、要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を可能な範囲で行う。

イ 事業者への周知

- 国や県と連携し、市内の事業者に対し、職場での感染防止策、事業継続に向けた取組み等について、引き続き要請する。

ウ 市民・事業者への呼びかけ

- 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入時における適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないように要請する。

エ 埋火葬等

○埋火葬の処理能力の把握をし、遺体の搬送、安置所の確保及び安置方法についての体制を整備する。

<緊急事態宣言がされた場合>

(1) 水の安定供給

消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視を行うとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じて、市民からの相談・情報収集窓口を設置する。

5 県内感染期	
発生状況	1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。） 2) 国内では、国内感染期にある。
国内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目的	1) 医療提供体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活・経済機能への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から、被害軽減に切り替える。 2) 県内（市内）の発生状況等から、本市の実施すべき対策の判断を行う。 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして、医療体制への負担を軽減する。 5) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の市民生活を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制の負担を軽減するため、住民接種を速やかにできるだけ多くの市民に接種する。 8) 状況の進展に応じて、国・県と連携を図りながら、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

ア 体制の強化

○県が国との協議の上、県内感染期に入ったことを宣言した場合には、直ちに特措法に基づかない任意の市対策本部を設置し、県の対策に準じ、必要な対策を推進する。

<緊急事態宣言がされた場合の措置>

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法(第38条又は第39条)の規定に基づく代行、応援等の措置を活用する。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集・共有

○国・県等からの新型インフルエンザ等に関する情報収集を継続し、得られた情報については、関係機関等との共有を図る。

○市内及び近隣の患者発生状況や社会・経済活動の状況に関する情報を収集する。

イ 情報提供・共有

○市広報紙及びホームページ等により、県内や市内の発生状況等について市民に周知する

○市民に対し、新型インフルエンザ等に対する冷静な対応等について呼びかける。

○個人レベルでの基本的な感染対策や、感染が疑われ、再び患した場合の対応（受診の方法等）を周知する。学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の市内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供するほか、社会・経済活動の状況についても情報提供する。

ウ 相談窓口の強化

○市民からの相談窓口を継続・強化する。

○国が作成するQ&Aの改訂等があった場合は関係機関に速やかに送付するとともに、相談窓口で活用し、適切な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

ア まん延防止対策

○市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等基本的な感染対策を強く勧奨する。感染が疑われた場合の当該対象者等の休暇・受診の勧奨を周知する。

○病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数のものが居住する施設等に対し、施設内の感染対策を強化するよう要請する。

○市内の公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染拡大防止対策を講ずるよう協力を要請する。

○ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう要請する。

イ 国・県への協力

○緊急事態措置として国・県が行う外出自粛要請や施設の使用制限等について、周知に協力する。

(4) 予防接種

ア 特定接種

○県内発生早期の対策(特定接種)を継続する。

イ 住民接種

○予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

＜緊急事態宣言がされた場合の措置＞

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

ア 医療体制の整備

○国等の要請により、一般の医療機関（通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療を行う医療体制に移行したことの周知をする。

イ 医療機関等への情報提供

○国や県から医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を得た場合には、医療機関や関係機関に対し、速やかに情報提供する。

ウ 国・県への協力

○その他、必要に応じて、国・県が実施する対策に協力する。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

ア 要援護者への支援

○要援護者に対し、感染予防対策や感染を疑う時の対応等の周知を行うとともに、可能な範囲で必要な支援を継続する。

○新型インフルエンザ等にり患し、支援が必要な患者について、患者や医療機関等からの要請があった場合には、国・県と連携し、要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を可能な範囲で行う。

イ 事業者への周知

○国や県と連携し、市内の事業者に対し、職場での感染防止策、事業継続に向けた取組み等について、引き続き強く要請する。

ウ 市民・事業者への呼びかけ

○市民に対し、食料品、生活必需品等の購入時における適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないように要請する。

エ 埋火葬等

○死亡者の状況に応じ、可能な限り火葬炉を稼働させるよう調整する。

○必要に応じて、一時的に遺体を安置できる施設を確保する。

<緊急事態宣言がされた場合>

(1) 水の安定供給

引き続き水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び経済の安定のため、引き続き、調査・監視を行うとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じて、市民からの相談・情報収集窓口を設置する。

(3) 埋葬・火葬の特例

国・県の要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働させるよう協力する。

(4) 要援護支援者への支援

県と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への支援や自宅で死亡した患者への対応を行う。

6 小康期	
発生状況	1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 2) 大流行は一旦終息している状況
目的	1) 市民生活・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の 考え方	1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、国の行う第二波の発生の早期探知に協力する。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 実施体制

- 国が基本的対処方針を変更した場合は、その方針に基づき措置を縮小・中止する。
- 各段階における対策に関する評価、計画の見直しを行う。
- 国・県のガイドライン等を見直しに合わせて、計画等の必要な見直しを行う。
- 緊急事態宣言が解除された場合は、市対策本部の廃止も検討したうえで、流行の第二波に備え、状況に応じた体制を維持する。
- 緊急事態宣言によらず、任意で設置した市対策本部は、状況に応じて廃止する。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集・共有

- 国・県等の新型インフルエンザ等の発生動向や関連情報を収集する。
- 小中学校、保育施設、福祉施設等をはじめ、市内における患者の発生状況を確認する。

イ 情報提供・共有

- 国・県及び市内の発生状況に関する情報を分析し、国・県と情報を共有するとともに、今後の方向性について協議、決定し、関係機関に周知する。
- 終息又は流行第二波に備えた情報を、必要に応じ、市広報及びホームページ等により市民へ提供し、今後の対処方策を伝え、混乱を防止する。
- 各関係機関への情報提供を行う。

ウ 相談窓口

- 相談窓口の設置（縮小・中止）について検討する。

(3) 予防・まん延防止

ア 市内での感染防止

- 不足している手指消毒剤等感染防止用品の調達及び再配備を行う。
- マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等基本的な感染対策の周知を継続する。

(4) 予防接種

ア 住民接種

○流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

<緊急事態宣言がされている場合>

流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

(5) 医療

ア 医療体制の確保

○国・県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すよう周知等に協力する。

○国・県の動向を確認しながら、流行第二波に備え、引き続き、医師会、薬剤師会、市内公的病院等と医療の提供について連携を図る。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

ア 社会機能の継続・再開

○社会機能の維持に関わる事業者の事業の継続について、国等が行う支援に対し必要な協力をする。

イ 市民・事業者への呼びかけ

○必要に応じて、市民に対して、食料品・生活物資等の購入にあたって適切な行動を呼びかけるとともに事業者に対しても食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないように要請する。

ウ 市関係事業・職員対策

○職員の発症状況等を確認し、通常業務へ移行する。

<緊急事態宣言がされている場合>

(1) 業務の再開

国が行う、事業者が業務を再開しても差し支えない旨の周知に協力する。

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

患者の発生状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

<参考資料>

田原市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、田原市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

県内（市内）で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

概要

これまでも鳥インフルエンザ[※]ウイルスが鳥から人に感染している例は多くみられている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

実施体制

【体制の強化】

○県内又は市内で鳥インフルエンザが人に感染し発症が認められた場合には、国が決定した人への感染拡大防止対策に関する措置を踏まえた上で、「田原市新型インフルエンザ等対策本部」の枠組みを利用した関係各課による会議を必要に応じて開催し、本市の行う措置等について協議する。

情報収集・情報提供・共有

【情報収集等】

- 国・県等から鳥インフルエンザに関する情報を収集する。
- 県が行う、鳥インフルエンザの人への感染についてのサーベイランス情報を収集する。
- 海外における鳥インフルエンザの発生状況について、国・県等の情報を収集し、市民等へ周知する。
- 県内又は市内で鳥インフルエンザが人へ感染し発症が認められた場合、国・県と連携して発生状況、対策等について、市民等へ積極的な情報提供を行う。

予防・まん延防止

【海外渡航者等への対策】

○国・県からの通知を受けて、学校に対し、発生国への留学生生徒がいる場合には感染予防策を講ずるよう通知する。

【人への鳥インフルエンザの感染防止策】

ア 疫学調査、感染防止策

- 患者等が発生した場合の積極的疫学調査[※]について、国から専門家チームが派遣された場合は、国・県が実施する調査に協力する。
- 鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）の接触者に対しては、県と連携し、外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導、死亡例が出た場合の対応等必要な措置を講じる。
- 家きん^{*}農場で高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、県が行う感染症法に基づく発生農場の従事者等接触者に対する措置に協力する。
- 家きん農場で高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、人への感染予防の観点から、県が行う発生農場における防疫作業従事者等の健康調査等に協力し、必要な措置を講ずる。

○生鳥等の取扱業者において、濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、国・県と協議の上、健康チェック等を行う。

イ 家さん等への防疫対策

①サーベイランス等

○県が行う、家さん及び野鳥におけるインフルエンザのモニタリングの実施に協力する。

②海外渡航者等への対策

○養鶏関係者に対し、鳥インフルエンザ発生国へ旅行の自粛をお願いするとともに、やむを得ず旅行する者についての防疫体制の徹底について周知・指導を実施する。

③発生予防

○県が「愛知県鳥インフルエンザ対策実施要綱」に基づき実施する発生予防対策の実施に協力する。

○家さん飼養農家での発生予防対策として、人や車両の消毒、野鳥の侵入防止対策等の衛生管理を徹底する。

○家さん飼養農家に、野鳥との接触を避けるよう周知徹底を行う。

○防疫対策として必要となる資材（防疫服・マスク等）の備蓄に努める。

○学校で飼育されている鳥と野鳥との接触防止等の注意事項の徹底について、周知・指導を行う。

④県内（市内）発生の場合

○県が「愛知県鳥インフルエンザ対策実施要綱」に基づき実施する具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家さん等の移動制限等）に協力する。

○防疫措置に伴い、防疫措置実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。

[輸入動物対策]

○輸入された鳥が、国内において感染鳥であったことが判明した場合には、国・県が実施する追跡調査等に協力する。

医療

[鳥インフルエンザの人への感染事例への対応]

○県が行う感染拡大防止策等や、国の要請に基づき県が実施する、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）の感染症法に基づく、入院等の措置や積極的疫学調査に必要な応じて協力する。

《発生段階ごとの主な対策の概要》

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する対応などを6つの項目に分け、さらに6つの発生段階に分けられている。発生する感染症の強さや発生状況によって柔軟に対応する。

	1 未発定期	2 海外発定期	3 県内未発定期 (国内発定期) ~ 4 県内発定期早期	5 県内感染期	6 小 康 期
目的 対策の	・体制の整備	・医療体制の整備 ・ライフライン維持	・市内発生の 早期発見及び 感染拡大抑制	・市民生活・経済 活動への影響を 最小限に抑制	・流行の第二波 への準備
実施 体制	●市行動計画の作成 ●業務継続計画等の 作成	●市対策本部 設置の準備 → 確認	緊急事態宣言 ◎市対策本部 の設置	●市対策本部の設 置	緊急事態解除 宣言 ◎●市対策本部 の廃止
情報 提供・共有	●情報収集及び 情報提供	●関係機関と情報 共有 ●相談窓口の設置			●相談窓口の 縮小
予防・まん延 防止 予防接種	●個人対策の普及 ●特定接種の準備	●対策用品の確保 (マスク・防護ガウ ン・消毒剤・手袋等) → 実施 ●住民接種の準備	●まん延防止対策 ◎外出の自粛要請 → 実施		
医 療	●医療体制の確保 について検討	●医療体制の確保 (県・医療圏・三 師会等との調整)		●原則全ての医療 機関での診療	●通常の医療 体制
市民生活及び経済の 安定の確保	●要援護者への 生活支援等 ●火葬能力等の 把握・検討 ●物資等の備蓄 (食料・水などの 防災備蓄品)	→ 周知 ●一時的遺体安置 施設等の準備 ●ライフラインの 維持(水の安定供 給・生活関連物資 の流通など)	→ 支援 ●市民・事業者へ 売惜しみ・買い 占め等の自粛 要請 ◎水の安定供給 ◎生活関連物資等 の価格の安定	◎埋葬・火葬の 特例等	◎緊急事態措置 の縮小・中止

◎は、緊急事態宣言時のみ実施 ●は、緊急事態宣言がされていない場合でも実施

【用語解説・50音順】

※ インフルエンザウイルス (P1)

抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

※ 家さん (P37)

飼育される鳥。主に食肉、卵を得るために家畜として飼育するものを指す。

※ 感染症指定医療機関 (P4)

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

※ 帰国者・接触者外来 (P13)

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県が地域の実情に応じて決定する。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が診られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

※ 帰国者・接触者相談センター (P13)

新型インフルエンザ等の発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するため保健所に設置される相談センター。

※ 抗インフルエンザウイルス薬 (P4)

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

※ **サーベイランス** (P18)

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

※ **指定（地方）公共機関** (P1)**指定公共機関**

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会（NHK）その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人（特措法第2条第6号）。

指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外で、都道府県知事が指定する法人（特措法第2条第7号）。

※ **新型インフルエンザ** (P1)

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

※ **新型インフルエンザ等緊急事態宣言** (P11)

政府対策本部長が、特措法第32条に基づき、季節性インフルエンザと比較して重篤症例の発生頻度が高いと認められる新型インフルエンザ等が国内で発生し、感染拡大を防ぐことが困難と判断した場合に宣言する。

※ **新感染症** (P1)

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※ **新臨時接種** (P14)

予防接種法第6条第3項に規定する臨時の予防接種をいう。予防接種法第2条第3項に規定するB類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して、厚生労働大臣が、まん延予防上緊急の必要があると認めるときに、その対象者及びその期日又は期間を指定して行う臨時の予防接種である。

※ **政府対策本部** (P9)

新型インフルエンザ等の発生が認められた場合、内閣総理大臣を本部長として臨時に内閣に設置される対策本部をいう。

※ **致命率** (P7)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

※ **登録事業者** (P10)

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けている事業者。

※ **鳥インフルエンザ** (P37)

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

※ **濃厚接触者** (P18)

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定する新型インフルエンザ等に「かかっていると疑いに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）

※ **パンデミックワクチン** (P24)

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

※ **病原性** (P1)

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制性などを統合した表現。



新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月

田原市役所 健康福祉部 健康課
〒441-3492 田原市田原町南番場30-1
TEL 05312-23-3515 FAX 0531-23-3810
URL [http ; //www.city.tahara.aichi.jp](http://www.city.tahara.aichi.jp) E-mail : kenko@city.tahara.aichi.jp